

1. はじめに

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）の経営者による個人保証には、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっている等、中小企業の活力を阻害する面もあり、個人保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。

近年、個人保証制度の在り方について見直しの気運が高まる中、中小企業に対する支援策としての個人保証制度の在り方について政策的な方向付けが必要である。

このため、本年1月から4月にかけて、中小企業庁と金融庁が共同で有識者との意見交換の場を設け、中小企業における個人保証等の課題全般を、①個人保証の契約時における課題（個人保証の活用実態や保証・担保に過度に依存しない新しい融資慣行や方法等）と②個人保証の履行時等における課題（再生局面等における個人保証の在り方等）の両局面において整理するとともに、中小企業金融の実務の円滑化に資する具体的な政策的出口の検討を行った。

2. 個人保証の現状

中小企業においては、業務、経理、資産所有等に関する企業と経営者等との関係が明確に区分・分離されておらず、実質的に一体となっていること（以下「法人個人の一体性」という。）が、その特徴として認められる場合が多い（経営者の規律付けによるガバナンスの強化の必要性）。また、中小企業の財務基盤は概して強固ではなく（企業の信用力の補完の必要性）、適切な開示情報の不足により、借り手と貸し手との間にいわゆる「情報の非対称性」が存在することが多い（情報不足等に伴う債権保全の必要性）。小規模事業者の場合は特にその傾向が顕著である¹。

こうした中小企業の経営実態に対応し、経営者の規律付けによるガバナンスの強化などを行う場合において、個人保証は一定の有用性をもったツールであり、中小企業の資金調達の円滑化、調達コストの低減等に寄与している。

このため、借り手である中小企業の経営者のうち80%超²が個人保証を提供しており、個人保証は中小企業金融における融資慣行として定着している。また、個人保証は、貸し手の融資判断や、融資金額、金利の設定等にも密接に関係している。

3. 個人保証の弊害

このように、その有用性から融資慣行として定着している個人保証ではあるが、その一方で、個人保証には以下のような弊害が存在する。

¹ 大企業（公開企業）においては、適切な企業情報の開示を前提とした市場（株主）のガバナンスにより規律付けされており、かつ、財務基盤も強固であることから、個人保証を求められないケースが多い。

² 中小企業庁が平成24年度委託調査事業として実施したアンケート調査においては、金融機関から借り入れを行った中小企業のうち、86.7%の経営者が借り入れの際に個人保証の提供を行っている。

(1) 安易な個人保証契約の締結への依存は、借り手、貸し手の双方において、本来期待される以下のような機能を発揮していく意欲を阻害しているおそれがある。

- 中小企業による健全な事業経営（財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による透明性の確保）
- 金融機関による健全な融資慣行の構築（借り手の事業内容や経営状況等に対する目利きを重視した融資）

(2) また、融資の際には個人保証を求めることが慣行化するとともに、契約時において貸し手側による、中小企業に対する説明不足、保証人の資産に比して過大な債務負担の要求などの対応と相俟って、貸し手と借り手の間における信頼関係構築の意欲を阻害しているおそれがある。

(3) 更に、こうした貸し手側の対応に加えて、個人保証の履行時等における課題が、中小企業の負担感を増し、その各ライフステージ（創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑な事業承継等³）における取組意欲を阻害しているおそれがある。

具体的には、私的整理局面において経営責任の明確化のため、原則として経営者の交代が求められることや、履行基準（残存資産の範囲）が不明確であること、保証履行後も保証債務が残存すること、保証債務に関する複数債権者間の調整や法人債務との一体処理のプロセスが未整備であることなどが保証債務の履行に関する課題として挙げられる。

4. 政策的出口の方向性

(1) 個人保証の在り方の基本的な方向性

個人保証を求めることが融資において慣行化している背景に中小企業の経営実態があるという指摘がなされている点に鑑みると、できる限り個人保証を提供せずに資金調達の円滑化が図られるためには、まずは、借り手である中小企業側が、以下のような経営の改善に努めることが重要である。借り手のこうした取組みを通じて個人保証を補完的な役割と位置付けるような認識が次第に醸成されていくことが期待される。また、行政当局としてもそのための環境整備を図る必要がある。

- 企業と経営者等との関係の明確な区分・分離（経営者の規律付けによるガバナンスの強化の必要性の解消）
- 財務基盤の強化（企業の信用力の補完の必要性の解消）
- 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保（情報不足等に伴う債権保全の必要性の解消）

他方、個人保証は、中小企業金融における融資慣行として定着し、中小企業の資金調達にも寄与しているため、個人保証契約締結の一律的な制限は、中小企業の円滑な資金調達を阻害し、中小企業の経営規律の低下を惹起するおそれがある。特に、上記のような経営改善の実現が現実的ではなく、法人個人の一体性に一定の合理性や必要性が認められるような小規模事業者等においては、個人保証が円滑な資金調達のツールとして引き続き機能することが想定される。

³ 債務整理等を前提とした企業の再起のケースなども含まれ得るものと考えられる。

このため、むしろ、個人保証契約時の課題及び個人保証履行時等における課題について、中小企業の実態を踏まえ、以下のような方向性に則した対応を通じて個人保証の弊害を解消し、貸し手と借り手の間における信頼関係の強化とともに、各ライフステージにおける中小企業の取組意欲の増進を図っていくことが重要である。

- 法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている中小企業等に対する、個人保証に依存しない融資の一層の促進
- 法人個人の一体性に一定の合理性や必要性が認められるなどの理由により個人保証を提供する中小企業に対する、貸し手による丁寧かつ柔軟な対応の促進
- 個人保証履行時における課題の解消による中小企業経営者の負担感の軽減
- 事業承継時における柔軟な対応や課題の解消による後継者の負担感の軽減

(2) 契約時の課題への対応

個人保証の契約時の課題については、以下のような対応を図ることが考えられる。

① 個人保証に依存しない融資の一層の促進

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている中小企業等に対しては、停止条件付保証契約⁴（又は解除条件付保証契約⁵）、ABL⁶等の個人保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を通じて、借り手の資金ニーズを勘案しつつ、貸し手と借り手の双方において保証に依存しない融資の一層の促進が図られることにより、借り手における健全な事業運営や貸し手における健全な融資慣行の構築が期待される。また、行政当局としてもそのための環境整備を図る必要がある。

また、経営者の規律付けによるガバナンス強化、企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全の必要性の観点から、以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、貸し手は、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、個人保証を求めない可能性や、停止条件付保証契約等を活用する可能性について、借り手のニーズも踏まえて、改めて検討することが求められる⁷。

- 法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合
- 法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・配当、オーナーへの貸付等）が、社会通念上適切な範囲を超えない場合
- 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る場合
- 経営者等から十分な物的担保の提供がある場合
- 中小企業から適時適切に財務情報が提供される場合⁸

⁴ 停止条件付保証契約：債務者がコベナンツ（特約条項）に抵触しない限り保証債務が発生しない保証契約

⁵ 解除条件付保証契約：債務者がコベナンツを充足する場合は保証債務が解除され得る保証契約

⁶ Asset Based Lending：流動資産担保融資

⁷ 保証を求めない融資や保証の代替手法を活用するに際しては、借り手の財務情報の正確性、情報開示に伴う中小企業のコスト負担、モニタリングに伴う金融機関のコスト負担等の課題もあることに留意が必要であり、こうした課題の解決手法として、中小企業を支援する機関や専門家の活用等も考えられるのではないかとの意見があった。

⁸ 情報の非対称性に伴う損失のリスクに備える必要がないと判断されるような水準の財務情報が借り手より提供されている場合を想定している。

② 保証契約の必要性等に関する説明

上記①の検証の結果、保証の代替手法の活用等が困難と判断された中小企業や、法人個人の一体性に一定の合理性や必要性が認められる中小企業の経営者と個人保証契約を締結することとなった場合であっても、貸し手は、保証契約時に、以下のような点について、借り手に対して丁寧かつ具体的に説明することが求められる。

- 保証契約の必要性（経営者の規律付けによるガバナンスの強化の必要性等）
- 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の経営者の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲を定めること
- 必要性が解消された場合の保証契約の解除、変更等の見直しの可能性

③ 適切な保証金額の設定

②と同様に個人保証契約を締結する場合、貸し手は、個人保証の負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、適切な保証金額の設定に努める。

例えば、保証金額は期限の利益を喪失した日などの一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する収入には及ばない旨を保証契約に規定する等の対応が考えられる。また、保証人が保証履行時の資産の状況を表明保証し、その状況に相違があった場合には融資慣行等に基づく保証債務の額⁹が復活することを条件として、借り手と貸し手の双方の合意に基づき、保証金額を保証履行請求時の保証人の資産の範囲とする旨を選択することも可能とするような仕組みも考えられる¹⁰。

また、物的担保等により保全が図られている場合には、当該手段による保全の確実性を勘案しつつ、個人保証の範囲を他の手段でカバーされない部分に限定することも考えられる。

④ 既存保証契約の適切な見直し

貸し手は、経営の改善が図られたこと等により、借り手から既存の保証契約の解除、変更等の見直しの申入れがあった場合には、真摯かつ柔軟に対応することが求められる。また、特に事業承継時には、前経営者が負っている保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、その必要性や個人保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について改めて検討するとともに、保証を求めざるを得ない場合においても適切な保証金額の設定に努める。

(3) 個人保証履行時等における課題への対応

個人保証履行時等の課題については、以下のような対応を図ることが考えられる。

① 経営者の経営責任の在り方

私的整理局面における経営者の経営責任については、法的整理の考え方との整合性に留意し、経営者の経営資質、信頼性、窮境に陥った原因への帰責性等を勘案して、事業再生の実効性の向上に資するものとして一定の経済合理性が認められる場合は、経営者の存続を許容する。

⁹ 例えば、根保証における融資慣行上の極度額は融資額の120%

¹⁰ ただし、保証人による資産の過少申告といった問題や表明内容の相違を誰がどのように確認するのかといった実務に関する課題等について引き続き検討を要する。

なお、経営者が存続する場合の経営責任については、上記帰責性等を踏まえ総合的に判断する中で、保証債務の履行、役員報酬の減額、株主権の放棄、代表からの退任等により明確化を図る。

② 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）

保証債務の履行時に経営者の手元に残す資産の範囲については、破産手続における自由財産の考え方を踏まえつつ、事業再生¹¹の実効性の向上に資するものとして、貸し手にとっても一定の経済合理性が認められる場合は、早期の事業再生の着手を決断した経営者に対して、経営者の経営資質、信頼性、窮境に陥った原因における帰責性等を勘案し、債権者の判断により、例えば、一定期間の生活費に相当する額や華美にならない自宅を残存資産に含めるなど¹²のインセンティブの付与を可能とする仕組みが考えられる¹³。

なお、本社、工場等実質的に事業を行う上で最低限必要な資産とみなすことができるものについては、保証債務の対象から除外して経営者の手元に残すのではなく、会社に譲渡し、会社の資産とすることで保証人としての責任を果たすことが考えられる¹⁴。

③ 保証履行後の保証債務の残存

保証債務の一部履行後に残存する債務の扱いについては、保証人が表明保証した資産の状況に相違があった場合には保証債務が復活することを条件として残存保証債務を免除し、法人債務との一体処理を図る等の仕組みが考えられる。

(4) 個人保証等の在り方に関する公的な枠組み

以下の点に鑑み、中小企業における個人保証等の在り方に関する公的な枠組みとして、個人保証契約時・履行時等の課題への対応策について、上記の方向性を具体化したガイドラインが、行政当局の関与の下で、中小企業金融の関係者により策定されることが適当である¹⁵。

- 中小企業金融における、借り手と貸し手の双方の健全な取組みの促進
- 保証契約時、債務整理時それぞれのプロセスにおける選択肢の充実
- 保証履行時の予見可能性を高め、早期事業再生を促進
- 貸し手側が一定の視点や評価などを共有することによる複数債権者間の調整プロセスの円滑化
- 債務整理時における、金融機関による株主への説明や税務当局等への対応の円滑化

(5) その他

本報告書の内容が既存の私的整理スキーム（私的整理ガイドライン、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等）等へ反映されることの要否についても検討されることが適当である。

¹¹ 事業からの早期の撤退や債務整理等を前提とした企業の再起のケースなども含まれ得るものと考えられる。

¹² 研究会においては、その他残存資産の考え方として、同年代における失業保険相当額、同年代における平均的な資産相当額という意見もあった。

¹³ 後述するガイドラインにおいて基準をより具体的なものとする。

¹⁴ 会社から譲渡の対価を得る場合には、当該対価を保証履行の対象とすることが原則であると考えられる。

¹⁵ ただし、債務者の状況は千差万別である中、仮に一律・画一的に具体的な基準を設けた場合には、却って実効性に欠けるものになるおそれがあることにも留意が必要である。

5. おわりに

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、政府においては、日銀による大胆な金融政策に加え、機動的な財政政策、成長戦略が「三本の矢」として一体として進められている。

「成長による富の創出」の実現により成長戦略を真に軌道に乗せていくためには、日本経済において重要な役割を担っている中小企業の活力を引き出すことが必要不可欠である。

他方、中小企業は経営基盤や財務基盤が概して強固ではないため、その活力を引き出すには、中小企業自らが経営の透明性を高め、適時適切に情報開示を行い、金融機関に経営状況を相談しながらアドバイスを受けることで、自らの経営課題に気づき解決していくといった取組みを通し、経営の高度化を図っていくことが重要である。

経営者に対する個人保証は、中小企業金融の円滑化に寄与してきた面がある一方、こうした中小企業の経営の高度化に向けた意欲を阻害してきた可能性があり、また、中小企業の創業や事業承継、事業再生といった中小企業のそれぞれのライフステージにおいても課題となってきたという面もあるものと考えられる。

このため、本研究会では、個人保証契約の締結時と履行時の課題を中心に、中小企業金融の有識者により精力的に議論を行い、それぞれの課題解決に向けた政策的出口の方向性について一定の成果を得ることができた。

今後、更に検討が進められて本報告書の内容ができる限り早期にガイドラインとして具体化され、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済活性化の一助となることを期待する。

個人保証の機能を代替する融資手法の活用例等について

個人保証の機能を代替する融資手法の活用や事業承継時の対応については、一義的には金融機関の自主的な創意工夫に委ねるべきであるが、本研究会における議論も踏まえ、以下のようなものも考えられる。

《個人保証の機能を代替する融資手法の活用例》

- 透明性の高いガバナンスの強化の観点からの報告義務や法人の事業資産と経営者個人の資産の分離の観点からの資産移転制限を停止条件（解除条件）とするような停止条件付保証契約（解除条件付保証契約）の活用
- ABL、金利上乘せ、物的担保等の併用により信用リスクに見合った債権保全を図るといった融資手法の活用

《事業承継時の対応例》

- 実質的に債務超過の状態にある等、事業承継と一体的に事業再生を果たすことが適当な場合で、債権者にとっても一定の経済合理性が認められる場合には、事業承継時点の法人の資産と旧経営者（保証人）の資産により旧債務の一定の圧縮を図った上で、残存債務については、後継者に当然に保証債務を引き継がせるのではなく、その必要性や代替手法の活用について改めて検討するとともに、保証を求めざるを得ない場合においても適切な保証金額の設定に努める。
- 一方、実質的に資産超過の状態にある等、事業承継時点の債務について、法人単体での回収が可能と判断される場合には、後継者に当然に保証債務を引き継がせるのではなく、その必要性や代替手法の活用について改めて検討するとともに、保証を求めざるを得ない場合においても適切な保証金額の設定に努める。
- なお、いずれの場合においても、その後の新規借入について、新経営者が、法人個人の一体性の解消等を図ろうとしている場合は、保証を求めないことや保証の代替手法の活用を検討する。

【「中小企業における個人保証等の在り方研究会」委員等（敬称略）】

（委員）

- 石井 秀晴 名古屋銀行 執行役員
内池 浩 全国中小企業団体中央会 副会長
福島県中小企業団体中央会 会長
内池醸造株式会社 代表取締役会長
大西 修 全国信用保証協会連合会 業務企画部長
片岡 龍郎 日本貸金業協会 会員理事
東光商事株式会社 代表取締役社長
加藤 貴久 東京商工会議所 工業分科会 副分科会長
東立電機株式会社 代表取締役
菊池 恒 全国商店街振興組合連合会 副理事長
北海道商店街振興組合連合会 理事長
株式会社キクヤ（楽器店） 代表取締役
黒島 保樹 千葉銀行 審査部副部長
小林 信明 小林総合法律事務所 代表弁護士
佐藤 雅典 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ 代表取締役社長
須賀 一也 須賀公認会計士事務所 代表
菅谷 安志 茨城県信用組合 常務理事・融資審査部長
関戸 昌邦 全国商工会連合会 理事
神奈川県商工会連合会 会長
株式会社栄文舎印刷所 代表取締役
多胡 秀人 一般社団法人 地域の魅力研究所 代表理事
アビーム コンサルティング株式会社 顧問
田村 直樹 三井住友銀行 執行役員・投融資企画部長
中村 高広 朝日信用金庫 理事・審査部長
中村 慈美 中村慈美税理士事務所 所長
中村 廉平 立教大学法学部兼任講師（金融法）
商工組合中央金庫 組織金融部 担当部長
藤原 敬三 中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
松嶋 英機 西村あさひ法律事務所 代表パートナー 弁護士
山田 晃久 山田サービサー総合事務所 代表取締役
※山野目 章夫 早稲田大学 大学院法務研究科 教授（※座長）
山本 和彦 一橋大学 大学院法学研究科 教授

（オブザーバー）

法務省 民事局

(事務局)

鍛治 克彦	中小企業庁	事業環境部長
三浦 章豪	中小企業庁	事業環境部 金融課長
小野 尚	金融庁	監督局 参事官
西田 直樹	金融庁	監督局 総務課長
松浦 哲哉	金融庁	監督局 総務課 監督調査室長